

仕様書

件名：吹田市消防本部・西消防署合同庁舎 入退室管理システム更新修繕業務

履行場所：吹田市消防本部・西消防署合同庁舎 吹田市江坂町 1-21-6

履行期限：令和 7 年 6 月 12 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

本仕様書は、吹田市消防本部・西消防署合同庁舎の入退室管理システム更新修繕業務の仕様について定めたものである。

1. 概要

6 階指令室の操作表示器盤及びその配線は撤去済みであることを留意し、別添の電気設備工事図面（図面番号 E-59/92～E-65/92）を踏まえ、更新修繕を行うこと。

本入退室管理システムは、4 扉の入退室を管理できること。

使用する認証方式は、暗証番号を用いた認証とする。

また将来のシステム増設に備えて、柔軟な拡張性を持つシステムを選定すること。

2. 機器構成

- | | | | |
|-----|---------------|-----|-----|
| (1) | 入退室制御装置 | ・・・ | 1 台 |
| (2) | テンキーパッド | ・・・ | 4 台 |
| (3) | 退室押しボタン | ・・・ | 2 台 |
| (4) | 電気錠 | ・・・ | 3 式 |
| (5) | 自動ドア（既存流用） | ・・・ | 1 式 |
| (6) | 管理ソフト | ・・・ | 1 式 |
| (7) | 管理 PC(ノート PC) | ・・・ | 1 台 |

3. 仕様

【入退室制御装置】

- ・ 暗証番号を用いた認証にて、利用者に予め許可された扉を通行することができること。
- ・ 100,000 件以上の個人情報が登録できること。
- ・ 装置故障時には鍵により電気錠を解錠できること。
- ・ 停電時でも 10 分以上、通常動作を行うことができるように、バッテリーを内蔵できること。
- ・ 入退室のイベント履歴情報を入退室制御装置内に 100,000 件以上保存できるものとし、イーサネットにより接続された管理パソコンで履歴情報を確認できること。
- ・ 入退室制御装置内に設定情報や利用者情報が保存されるものとし、管理 PC と接続していなくても運用可能であること。
- ・ 火災報知信号と連動させて指定の扉を一斉解放できること。

- ・ 将来的に扉を増設する場合、オプション機器を追加することにより、入退室制御装置 1 台で最大 8 扉の制御ができること。

【テンキーパッド】

- ・ 本人が選択する暗証番号のみを入力する方法と本人番号と暗証番号の組合せによって本人を特定する方法のどちらも選択できること。
- ・ テンキーパッドには、様々な機能を付与できるファンクションキーを 3 つ備えていること。
- ・ 上記のテンキーやファンクションキーが稼動部のない静電容量式タッチスイッチであること。
- ・ 認証時やエラー時には、効果音を鳴動できること。

【管理ソフト】

- ・ 管理ソフト上の表示は日本語であること。
- ・ Microsoft Windows 10 Pro / 11 Pro にインストール可能であること。
- ・ 100,000 件以上の利用者情報が登録できること。
- ・ 200 件以上のオペレータを登録できること。
- ・ 利用者情報の登録・削除、入退室制御装置の設定、電気錠の遠隔操作ができること。
- ・ 日付や対象機器などの条件を絞って、過去の履歴の検索ができること。
- ・ 将来的に管理パソコンや OS が変更した場合でも、ソフトをバージョンアップすることで、継続して利用できること。
- ・ 管理者以外の使用を制限するために、本ソフトにはパスワード等、セキュリティ制御ができること。
また、管理者ごとに操作権限を設定できること。

【管理 PC】

- ・ 入退室管理ソフトをインストール可能であること。
- ・ 設置スペースを考慮してノート型 PC とすること。

4. 施工

- (1) 機器取付・設定調整を行うことができること。
- (2) 配線・配管は既設流用可とする。
- (3) 全ての機器の設置箇所は担当者の指示に従うものとする。
- (4) システムの詳細設定については担当者と打ち合わせの上、行うことができること。

5. その他

- (1) 本仕様書に記載無き事項に関しては担当者の指示によるものとする。
- (2) 24 時間 365 日受付体制が整っている連絡窓口があること。
- (3) 製品のメンテナンスを考慮して、大阪府内にサービス拠点があること。

- (4) 保守契約を締結できること。
- (5) 障害が発生した場合、迅速に対応可能な保守管理体制が構築されていること。
- (6) 障害発生時は速やかに必要な修理を行い、システムの復旧に長時間を要する場合は、代替機器の搬入等必要な措置をとること。
- (7) 機器メーカーは納入後 20 年間互換性のある製品を生産し、経年劣化による一部の機器故障時にもシステム全体の入替ではなく、故障機器のみの最小限の入替で抑えられること。また、それを証明する第三者証明書を提出すること。